



ご確認ください



松江市保育所幼稚園課認定入所係 (0852-55-5312)



※入所希望日時点の状況で申込をしてください。

※申し込み後に状況が変更になった(離職・転職等)の場合、至急手続きが必要になります。



1 妊娠・出産を理由に入所申込をする場合

※現在、妊娠中の方は必ずご確認ください。

入所希望日が次の期間に属している場合は、期間限定の入所になります。

『出産予定日の前8週(多胎児は14週)が属する月の初日』から、

『出産日(出産予定日で認定した場合、出産予定日)から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日』まで

※上記の期間後も保育所等の継続利用を希望する場合は、「育児休業中の継続利用」以外の認定のみ可能です。ただし、別途手続きが必要になります。

2 育児休業から復帰予定で入所申込をする場合

・育児休業から復帰予定で入所を希望する場合、育児休業取得中の職場に復帰していただくことが条件です。

・申請児童の入所月または入所翌月に必ず復職してください。

・申し込み時点で、育児休業から復帰せず、離職が確定しているまたは予定している場合は、「就労」を理由に申し込むことはできません。

※現在、保育所等を「育児休業中の継続利用」で利用している兄弟がいる場合、要件の喪失になるため認定の取り消し及び保育所等の退所になります。

・入所決定後に育児休業から復帰しないことになった場合、早急に保育所幼稚園課に報告してください。

3 入所後に入所申込時と状況が変更する場合

※詳細は入所のてびきのP10をご確認ください。

(例)育児休業からの復帰をする予定だったが、退職し、就職活動する場合/入所月から転職する場合 など

・入所決定後に申込書類の内容から変更等があることがわかった場合は、調整指数が違うため入所決定を取り消す場合があります。至急、保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。

・変更後の調整指数で利用調整した結果、不承諾の申込者が、本来であれば入所できていた場合、入所決定を取り消し、判明した月の月末で退所していただきます。

・保育所等への入所をご希望の場合は、改めて入所を申し込んでください。

翌月、家庭保育していただくこととなります。

4 スマート申請について

※インターネットでの入所申込です。世帯情報など、基本情報の入力後、一時保存ができます。



申込時点で
松江市に住民票が
ある方は
マイナンバー不要



申込時点で
松江市に住民票が
ない方は
マイナンバー必要

